

令和7年4月8日

保護者各位

青森県立大湊高等学校
校長 伊藤文一

感染症に係る出席停止について（お知らせ）

清明の候、保護者の皆様におかれましては御健勝のことと存じ上げます。

また、日頃から本校の教育活動に御協力いただいておりますこと、感謝申し上げます。

さて、一昨年5月8日付けて新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、県立学校における新型コロナウイルス感染症対策も同日をもって変更となりました。

そのため、新型コロナウイルス感染症やその他感染症に係る出席停止について、以下のようにさせていただきます。

何とぞ御理解くださいますよう、お願い申し上げます。

記

1 医師の診断（病院受診または電話診療）により陽性が判明した場合について、出席停止と します。その際、次のようになります。

(1) 新型コロナウイルスの場合

発症日を0日目として5日間経過し、かつ、症状が軽快し24時間経過後、6日目から登校可能とします。ただし、発症から10日を経過するまでは、当該生徒に対してマスクの着用を推奨します。

(2) インフルエンザの場合

発症日を0日目として5日間経過し、かつ、解熱後2日経過後、6日目から登校可能とします。ただし、発症から7日を経過するまでは、当該生徒に対してマスクの着用を推奨します。

(3) その他の感染症

マイコプラズマ肺炎、感染性胃腸炎、流行性耳下腺炎、麻疹、風疹、百日咳、咽頭結膜炎、ウイルス性肝炎

2 出席停止届を提出する際は、以下の2点を提出してください。

(1) 病院を受診した際の領収書など、医師の診断により陽性が判明したことを証明する書類

(2) 学校感染症連絡票

※本校Webページトップ画面右上の「感染症関連情報」を見ていただきますと、出席停止届と学校感染症連絡票の電子データがダウンロードできます。

何か御不明な点がございましたら、担任まで御連絡ください。